



かながわ
消費生活

注 意 ・ 警 戒 情 報

偽サイトや詐欺サイトの特徴を知ろう！



神奈川県消費生活キャラクター マキマキちゃん ニャン吉

相 談 事 例

インターネット通販で探していた商品を見つけて購入した。購入後しばらくして、事業者から「商品が欠品しているため返金をする。無料通話アプリを登録するように」と連絡があり、事業者の「返金申請用アカウント」を無料通話アプリでやり取りしながら登録した。アプリ上で「返金申請の方法」を案内され、言われるままに操作をしたところ、逆に送金をしてしまった。返金してほしい。



インターネット通販で商品を購入するときは
公式のホームページや他の通販サイトも確認し、
慎重に検討しましょう！

○×クイズ



- Q.1 探していた商品がインターネット通販で安価で売っているのを見つけたらすぐに購入するべきだ。
- Q.2 支払方法が「銀行振込（特に個人口座）のみ」「代金引換配達のみ」など限定されていても、気にする必要はない。
- Q.3 日本語がおかしくても、日本語が苦手な事業者がサイトを作っただけだから大丈夫。

A. 答えは全部「×」！！

「通常価格より極端に安い」「支払方法が限定されている」「おかしい日本語」はすべて偽サイトや詐欺サイトの特徴です。注意しましょう。



それでもトラブルに
なってしまったら

- 事業者から「欠品のため、返金をする。無料通話アプリを登録するように」「登録しなければ返金できない」「〇〇ペイでしか返金できない」と案内されたら、詐欺を疑いましょう。
- 詐欺に遭ったと思ったら、警察相談専用電話「#9910」に相談してください。

契約に関するトラブルについては、消費生活センターにご相談ください。

消費者ホットライン
トラブルで困ったときはお電話を！

局
番
なし

い
や
や
188 番

ご自由にコピー・回覧していただき、消費者被害の未然防止にお役立てください。
まとまった部数が必要な場合は、事前に消費生活課（045-312-1121）へお問合せください。



国民生活センター
公式LINE
はこちら▶▶▶





稼ぐために借金!? 危険な誘いにご用心

～消費者問題に詳しい弁護士に聞きました～

インターネット広告、メッセージアプリ等のSNSから業者につながり、副業や投資を勧誘されたことによるトラブルが後を絶ちません。

特に、指示されるがまま短期間のうちに複数の貸金業者から借入れをして、金銭を支払ってしまったという事例の相談が増えています。

業者に騙されて貸金業者から金銭を借りてしまったとしても、貸金業者への返済義務がなくなることはありません。そのため、借り入れてしまった金額が大きく、返済ができない場合には、自己破産をしなければならないケースもあります。

この言葉が出たら要警戒！

「確実に稼げる」

「すぐに元が取れる」



「すぐに返済もできるから心配ない」

トラブル回避のための5つのポイント

✓借金をしてまで契約をしないこと

確実に稼げるような副業や投資は存在しないと思って下さい。借金をしてまで無理に契約してはいけません。

✓急いで契約しないこと

このような勧誘を受けた場合には、その場で契約することなく時間をおき、身近な人に相談して下さい。冷静な第三者の話を聞くと、自分だけが儲かるという「おいしい話」はないことに気が付きます。

✓不審な話には金銭を支払わないこと

金銭を支払ってしまうと、弁護士に相談しても取り戻すことができないケースが数多くあります。少しでも不審に感じた場合には金銭を支払わないで下さい。

✓安易に遠隔操作や画面共有に応じないこと

スマートフォンに遠隔操作アプリをインストールするよう促されたり、業者と画面共有をするよう要請されているケースもありますが、安易に応じてはいけません。状況を理解しないまま貸金業者からの借入れ手続きが進んでしまった上、借入金を送金されてしまったという被害事例も多く発生しています。

✓業者の指示で嘘をつかないこと

借入れの際、年収や職業などについて虚偽の申告をすると、あなた自身が貸金業者に対する詐欺罪に問われる可能性があります。業者から指示されたとしても絶対に応じてはいけません。

今回の情報は、神奈川県と神奈川県弁護士会との「SDGs 推進協定」の一環で、神奈川県弁護士会の協力により作成したものです。「誰ひとり取り残さない」社会の実現に向け、消費者被害対策等について両者が連携して取り組んでいくこととしています。

☎消費生活相談は・・・

消費者ホットライン（身近な消費生活相談窓口につながります）

局番なし188

☎弁護士に相談したい方は・・・

神奈川県弁護士会消費者被害相談

予約受付：045-211-7700



困ったときは、
一人で悩まず
地元市町村の
消費生活相談窓口へ

くらし安全防災局
くらし安全部消費生活課
相談第二グループ

かながわ中央消費生活センター



消費生活課 HP



X(旧 Twitter)